

令和5年4月27日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う 特例的な電話診療終了のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特例的に電話による診療を行ってまいりましたが、下記連絡のため令和5年5月7日(日)をもって終了といたします。以後は「対面診療」のみとなりますので、よろしくご了承ください。

岐阜メイツ睡眠クリニック

厚生労働省保険局医療課より都道府県担当部署への事務連絡
(令和5年3月31日付)

抜粋

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」(令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う保険医療機関等の診療報酬上の特例の見直しについて示されたところである。上記に伴い、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」においてお示ししてきた診療報酬上の特例について、令和5年5月8日以降の取扱いについては、遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図りたい。